

御杖村耐震改修促進計画

策定 平成 25 年 1 月

改定 平成 28 年 3 月

改定 令和 4 年 1 月

御 杖 村

目次

第1章 計画策定の位置づけと目的	- 2 -
1-1 計画策定の背景と目的	- 2 -
1-2 計画の位置づけ	- 3 -
1-3 計画期間	- 4 -
1-4 計画の対象区域	- 4 -
1-5 計画の対象となる建築物	- 4 -
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	- 8 -
2-1 想定される地震の規模、想定される被害の状況	- 8 -
2-2 計画策定における表現について	- 10 -
2-3 既存建築物の耐震性の考え方	- 11 -
2-4 既存建築物の耐震化の現状	- 11 -
2-5 耐震改修等の目標設定	- 15 -
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	- 17 -
3-1 役割分担	- 17 -
3-2 耐震診断・改修に係る基本的な取り組み方針	- 17 -
3-3 耐震診断・改修を図るための支援策の概要	- 17 -
3-4 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	- 18 -
3-5 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	- 18 -
3-6 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	- 20 -
3-7 重点的に耐震化すべき区域の設定	- 20 -
3-8 地震発生時に通行を確保すべき道路の設定	- 20 -
第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	- 21 -
4-1 地震ハザードマップの作成・公表	- 21 -
4-2 相談体制の整備及び情報提供の充実	- 21 -
4-3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会等の開催	- 21 -
4-4 リフォームに合わせた耐震改修の誘導	- 22 -
4-5 地域住民との連携及び取り組み支援	- 22 -
第5章 所管行政庁との連携及び耐震診断・改修の促進に関する事項	- 23 -
5-1 所管行政庁との連携	- 23 -
5-2 庁内推進体制の確立	- 23 -
5-3 関係団体との協働による推進体制の確立	- 23 -

第 1 章 計画策定の位置づけと目的

1-1 計画策定の背景と目的

我が国では、阪神・淡路大震災(平成 7 年 1 月)以降、近年も新潟中越地震(平成 16 年 10 月)福岡県西方沖地震(平成 17 年 3 月)、能登半島地震(平成 19 年 3 月)、新潟中越沖地震(平成 19 年 7 月)、東日本大震災(平成 23 年 3 月)など甚大な被害をもたらした地震が頻発しています。

このような状況のもと、大規模な地震の発生に備え住宅をはじめ建築物の耐震化を促進し、倒壊等の被害を防止することが、地震時における人的・経済的被害を軽減するための対策として改めて認識されています。

国においては、平成 25 年 5 月に内閣府の重要政策会議である中央防災会議により南海トラフ巨大地震の被害想定が取りまとめられ、その最終報告書(以下「報告書」という。)が公表されました。報告書では、広域にわたる甚大な被害想定により国難ともいえる巨大災害であること、また現在の科学的知見からは、確度の高い地震予測は難しいことなどが報告されています。そのうえで避難を主体とする津波対策や耐震化の徹底、新たな法的枠組や達成時期を明記した防災戦略が必要であると記されました。併せて同年 11 月には、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号)」以下「耐震改修促進法」という。)が改正され、地震に対する安全性が明らかでない建築物における耐震診断の一部義務付けと診断結果の公表、耐震診断・耐震改修の努力義務の拡大、建築物の耐震改修計画の認定基準の緩和等の措置が定められました。

御杖村では、耐震改修促進法に基づき、また「奈良県耐震改修促進計画」(以下「県計画」という。)の内容を踏まえ平成 25 年 1 月に「御杖村耐震改修促進計画」(以下「旧計画」という。)を策定し、村内の住宅や建築物の耐震化を図るための各施策に取り組んできました。

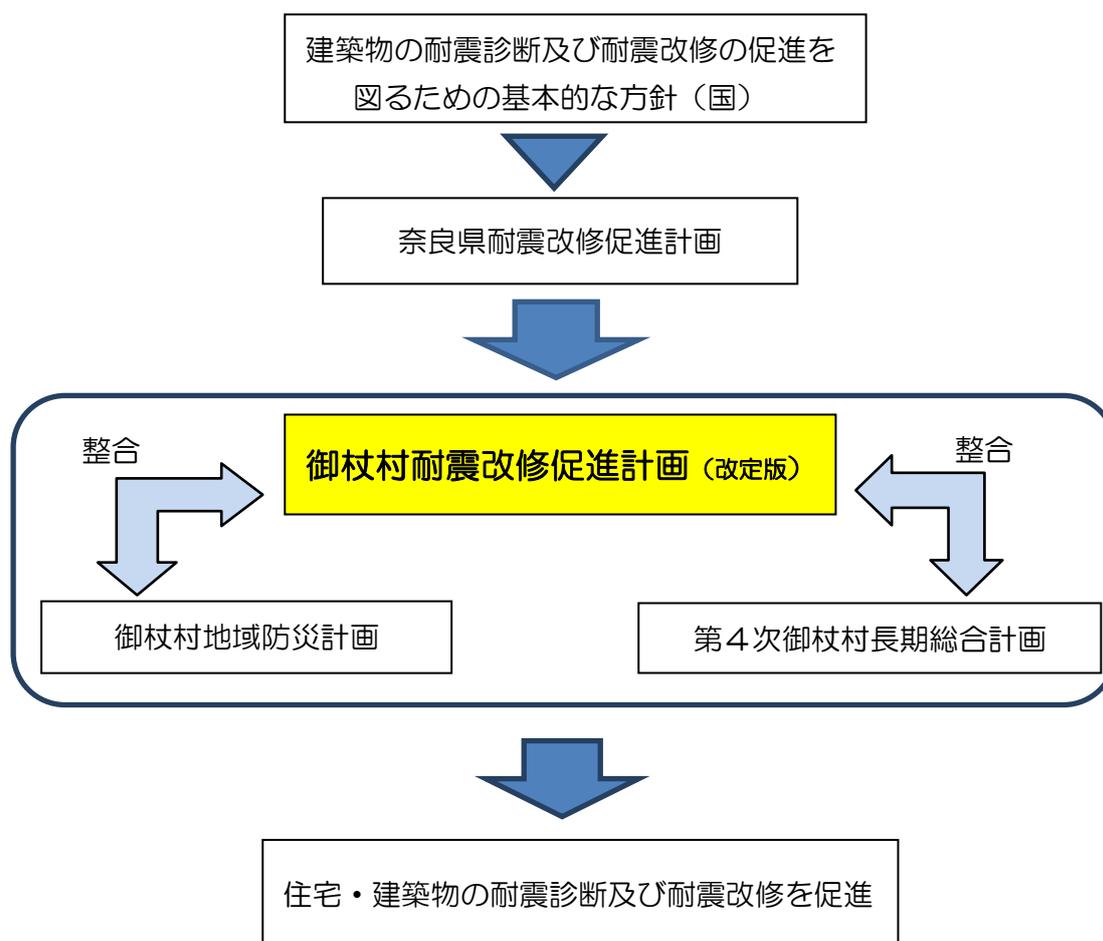
その後、平成 25 年 11 月に施行された建築物の耐震改修の促進に関する法律等の改正を受け平成 27 年度、令和 3 年度中に「県計画」は改定され、住宅の耐震化率を令和 7 年度までに 95%とする新たな目標や、災害の被害を最小化する「減災」の考え方が示されているところです。

本村においても、「県計画」の新たな目標や考え方を取り入れ、旧計画より引き続き地震による既存建築物の倒壊などの被害を未然に防止し、村民の生命及び財産を保護することを計画の目的とします。

また、東日本大震災以降に示された「国の基本的な方針」や、耐震改修促進法の改正に対応した内容に見直しをし「御杖村耐震改修促進計画(改訂版)」(以下「本計画」という。)を策定します。

1-2 計画の位置づけ

本計画「御杖村耐震改修促進計画（改訂版）」は、「国の基本方針」及び「県計画」との整合性を図るとともに、本村の上位計画である「第4次御杖村長期総合計画」や関連計画である「御杖村地域防災計画」を踏まえて策定するもので、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づく**建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画**として位置づける。



1-3 計画期間

本計画の計画期間は、「国の基本方針」及び「県計画」に準じ令和3年度から令和7年度までの5カ年の計画期間とする。

なお、今後の社会情勢の変化や耐震化の取り組み状況などを勘案し、定期的に計画の進捗状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

1-4 計画の対象区域

本計画の対象区域は、御杖村全域とする。

1-5 計画の対象となる建築物

本計画の対象となる建築物は、住宅及び特定既存耐震不適格建築物（以下「特定建築物」という。）を含む建築物と御杖村が所有している公民館、学校、保育所などで、御杖村地域防災計画において防災拠点又は避難所として指定されている建築物とする。

ここでいう「住宅」とは、戸建て住宅、長屋、共同住宅を含む全ての住宅で、特定建築物とは耐震改修促進法第14条に示される建築物で次の①～③に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物です。

① 多数の者が利用する建築物	耐震改修促進法 第14条第1号
② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	耐震改修促進法 第14条第2号
③ 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（以下（地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物）という。）	耐震改修促進法 第14条第3号

①多数の者が利用する一定規模以上の建築物（耐震改修促進法第14条第1号）

用 途		規模要件
学 校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別 支援学校	階数2以上かつ、1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ、1,000㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ、1,000㎡以上
ホーリグ場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ、1,000㎡以上
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル、旅館		
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿		
事務所		
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホー ムその他これらに類するもの		階数2以上かつ、1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉 センターその他これらに類するもの		
幼稚園、保育所		階数2以上かつ、500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ、1,000㎡以上
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンス ホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類する サービス業を営む店舗		
工場（危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		
車両の停車場又は船舶もしくは航空機の発着場を構成 する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車両その他の自動車又は自転車の停留又は駐車 のための施設		
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必 要な建築物		

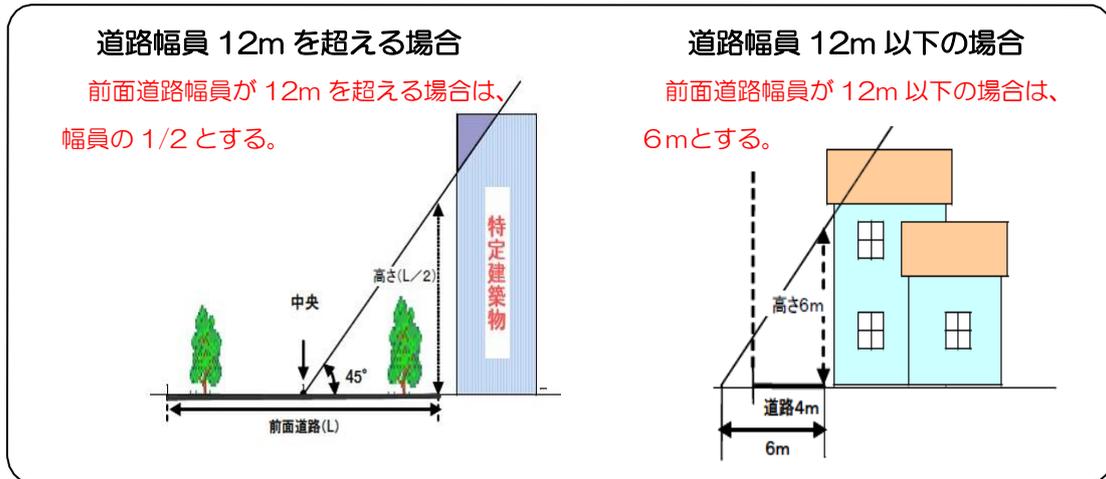
②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第14条第2号）

危険物の種類		数量
火薬類	火薬	10トン
	爆薬	5トン
	工業雷管もしくは電機雷管又は信号雷管	50万個
	銃用雷管	500万個
	実包もしくは空包、信管もしくは火管又は電気導火線	5万個
	導爆線又は導火線	500キロメートル
	信号炎管もしくは信号火箭又は煙火	2トン
	その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬類又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
消防法第2条第7号に規定する危険物（石油類を除く）		
危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類	30トン	
危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性個体類	20立方メートル	
マッチ	300マッチトン ※1	
可燃性ガス（圧縮ガス・液化ガスを除く）	2万立方メートル	
圧縮ガス	20万立方メートル	
液化ガス	2,000トン	
毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物	20トン	
毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200トン	

※1 マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7,200個、約120kg

③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（耐震改修促進法第14条第3号）

「地震発生時に通行を確保すべき道路」の沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物を対象とする。



第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

2-1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

1) 本村において想定される地震

平成16年10月に奈良県が策定した「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」において、内陸型地震、海溝型地震の各々について以下の様に予想されている。

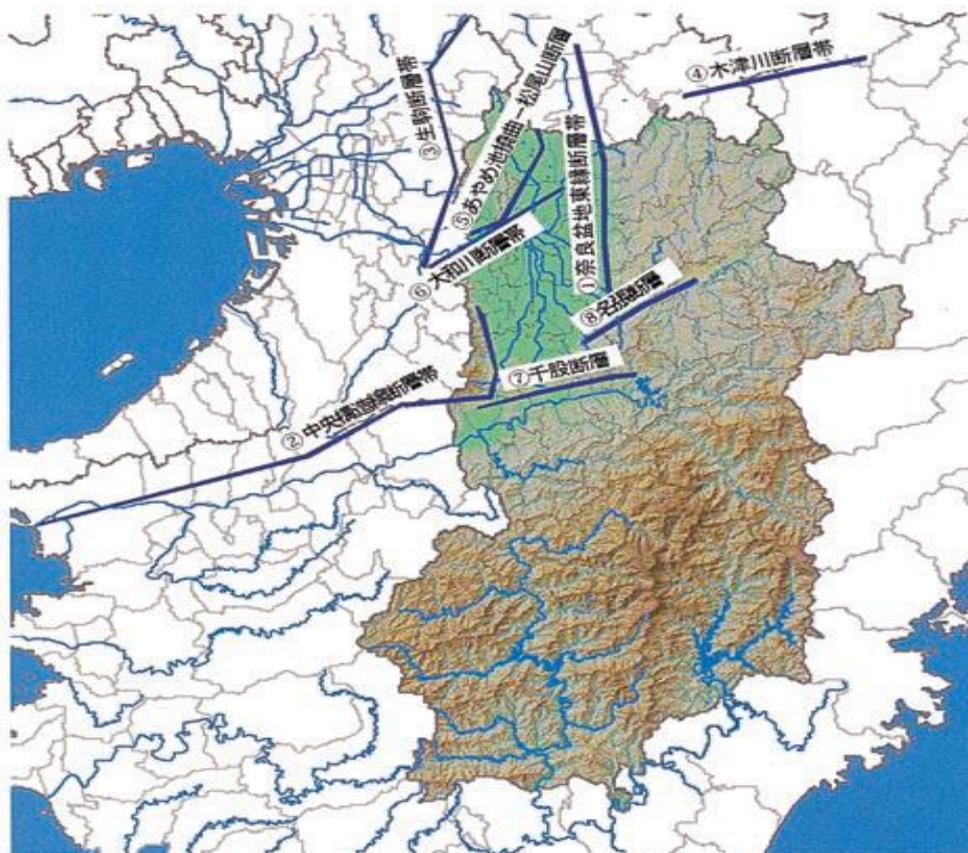
●内陸型地震

内陸型地震については、奈良県周辺における被害地震発生の履歴及び活断層の分布を踏まえ、奈良県では8つの起震断層を設定している。

内陸型地震のうち、①奈良盆地東縁断層帯、②中央構造線断層帯、③生駒断層帯、④木津川断層帯については国の地震調査委員会から長期評価が公表されており、平成24年1月1日現在の今後30年間の発生確率は①と②が「ほぼ0～5%」、③「ほぼ0～0.1%」④「ほぼ0%」となっている。

以下に起震断層の分布図及び各内陸型地震における本村の想定最大震度（マグニチュード）を示す。

■奈良県における活断層の分布図



出典：第2次奈良県地震被害想定調査報告

■本村における内陸型地震の想定最大震度（マグニチュード）

対象地震	断層長さ (km)	想定マグニチュード
① 奈良盆地遠縁断層帯	35	7.5
② 中央構造線断層帯	74	8.0
③ 生駒断層帯	38	7.5
④ 木津川断層帯	31	7.3
⑤ あやめ池撓曲—松尾山断層帯	20	7.0
⑥ 大和川断層帯	22	7.1
⑦ 千股断層	22	7.1
⑧ 名張断層	18	6.9

出典：第2次奈良県地震被害想定調査報告書

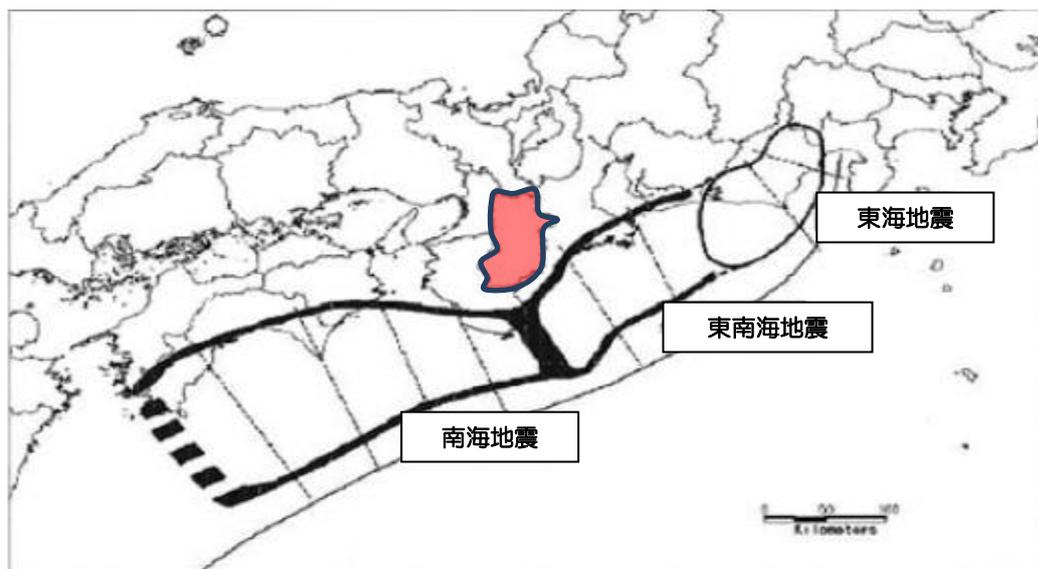
●海溝型地震

海溝型地震については、中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」において、東海、東南海及び南海地震における5つの組み合わせを想定している。

海溝型地震のうち②東南海地震、③南海地震については、国の地震調査委員会から長期評価が公表されており、平成24年1月1日現在の今後30年間での発生確率は②が「70%」、③が「60%」となっている。

以下に起震エリア及び各海溝型地震における本村の想定最大震度（マグニチュード）を示す。

■東海・東南海・南海地震の起震エリア



出典：第2次奈良県地震被害想定調査報告書

■本村における海溝型地震の想定最大震度（マグニチュード）

対象地震	想定マグニチュード
① 東南海・南海地震同時発生	7.5
② 東南海地震	8.0
③ 南海地震	7.5
④ 東海・東南海地震同時発生	7.3
⑤ 東海・東南海・南海地震同時発生	7.0

出典：第2次奈良県地震被害想定調査報告書

2) 本村において想定される被害

「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」の想定どおり、最も大きな被害が予想される内陸型地震（奈良盆地遠縁断層帯）が発生した場合、本村では以下のとおりの被害が予想されている。

想定被害項目		内陸型 (奈良盆地遠縁断層帯)
建物被害	全壊	94
	半壊	303
火災被害	出火件数	1
人的被害	死者	6
	負傷者	20
ライフライン被害	断水世帯数	203
	電力障害世帯	897
	電話障害世帯数	31
避難者数（直後）	避難所人口	443

出典：第2次奈良県地震被害想定調査報告書

2-2 計画策定における表現について

建築基準法の耐震基準に関する改正が、昭和56年6月1日から施行され、新耐震基準が導入されたことから、これ以降建築された建築物を「**新基準建築物**」、これより前に建築された建築物を「**旧基準建築物**」という。

「**建築物の耐震化**」とは建築物の地震に対する安全性を確保することであり、「**耐震化されている建築物**」とは、新基準により建築された建築物、耐震診断により耐震性を満たす建築物（以下「**耐震性を満たしている建築物**」という。）及び耐震改修・建て替えにより耐震化した建築物（以下「**耐震化した建築物**」という。）という。

この「耐震化されている建築物」の「建築物の全数」に対する割合を「耐震化率」という。

「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築や改築、修繕もしくは模様替え又は敷地の整備を行うことである。

「建て替え」とは、耐震性が不十分な建築物を除却し新築することをいう。

「耐震性が不十分な建築物」とは、旧基準により建築された建築物で、耐震診断結果から耐震性が不十分である建築物且つ耐震改修が行われていない建築物をいう。

2-3 既存建築物の耐震性の考え方

建築物の耐震基準は、昭和53年の宮城県沖地震を契機に、建築基準法の耐震基準が抜本的に見直され、昭和56年6月1日に新耐震基準が施行された。

この新耐震基準で建てられた建築物は、阪神・淡路大震災でも被害が少なかったことから、地震に対する一定の安全正が確保されていると考えられている。

そのため建築年代を基に、既存建築物の耐震化の状況の把握を行う。

2-4 既存建築物の耐震化の現状

1) 住宅の建築時期別の戸数状況

令和3年における居住世帯のある住宅総戸数（以下「住宅総戸数」という。）は、家屋課税台帳を基に抽出を行った結果、平成27年の833戸から「旧基準建築物」が25戸減少し、「新基準建築物」が10戸増加した事により合計818戸と算出された。

建築時期別の住宅状況は、「旧基準建築物」が610棟と75%を占め、残る208棟の25%が「新基準建築物」となっている。

基準区分	建築時期	住宅数（棟）	割合（%）
旧基準建築物	昭和56年5月以前	610	75
新基準建築物	昭和56年6月以降	208	25
合 計		818	100

2) 住宅の耐震化状況

「住宅の建築時期戸数状況」の結果を基に、以下の方法で耐震化状況を推測した。

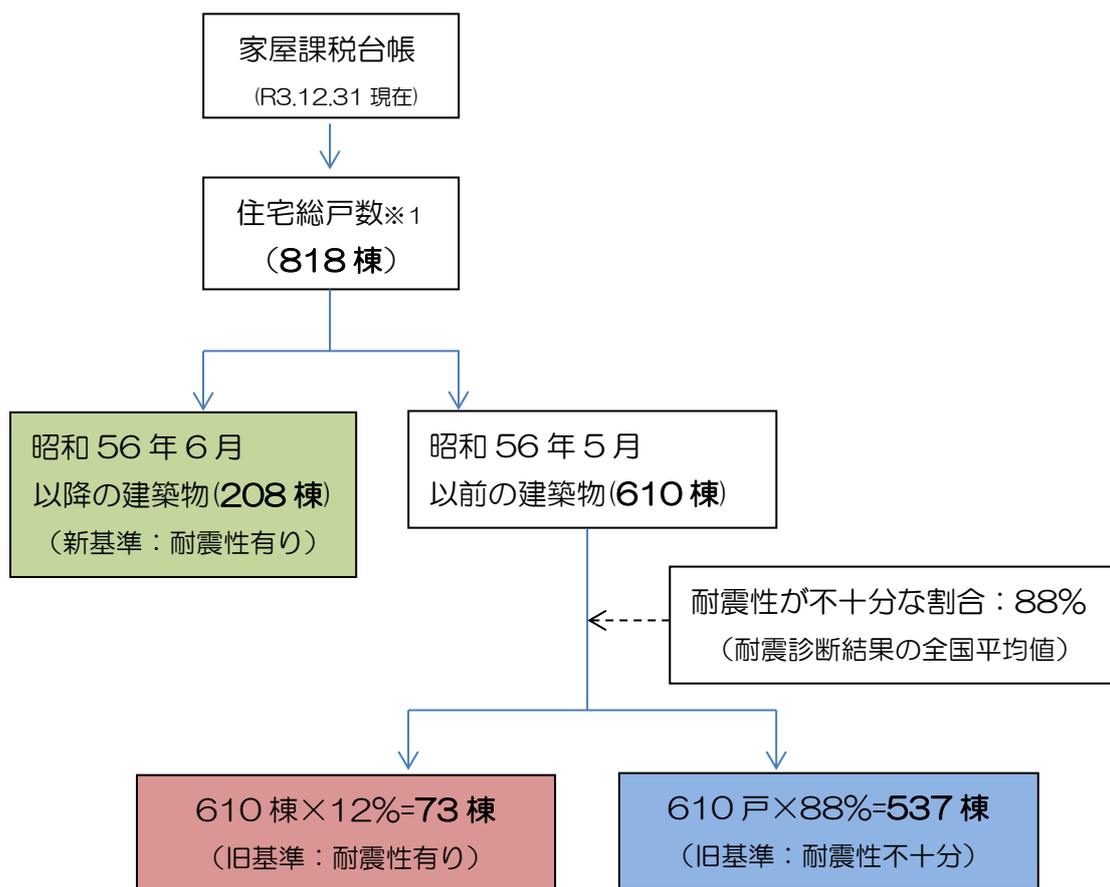
旧基準建築物 610 棟のうち耐震性を満たしている住宅については「耐震診断結果の全国平均値※」を考慮すると、本村においては 73 棟となる。

このため、村内の住宅総戸数 818 棟のうち新基準建築物（208 棟）を含めた 281 棟が耐震化されていることとなり、**耐震化率は 34%**と推計できる。

※「耐震診断結果の全国平均値」

国では平成 14 年 3 月末の都道府県によるアンケート調査（耐震診断を実施したものうち、耐震性がないと判断されたものの割合）をもとに推計し昭和 56 年以前の戸建て住宅のうち耐震性が不十分なものの割合を 88%としている。

■住宅の耐震状況の算定手順



※1 専用住宅、併用住宅、農家住宅のうち空き家を除く数とする。

3) 特定建築物の耐震化状況

耐震改修促進法第 14 条に該当する特定建築物は村内には 5 棟あるが、昭和 56 年 6 月以降に建築された「新基準建築物」が 3 棟、「旧基準建築物」が 2 棟（うち「耐震化した建築物」が 2 棟）であるため、**耐震化率は 100%**となっている。

特定建築物の種別 (耐震改修促進法第 14 条)	全棟数 A (B+C)	新基準 建築物 B	旧基準		耐震化さ れている 建築物 E (B+D)	耐震化率 F (E/A)
			建築物 C	うち耐震化 した建築物 D		
多数の者が利用する一定規模以上の建築物 (1号特定建築物)	4	3	1	1	4	100%
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (2号特定建築物)	-	-	-	-	-	-
地震時に道路閉塞の可能性のある建築物 (3号特定建築物)	-	-	-	-	-	-
合 計	4	3	1	1	4	100%

■ 1号特定建築物の内訳

用 途		規模要件	棟数
学 校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 ※屋内運動場に面積を含む	1
事務所		階数 3 以上かつ、1,000 m ² 以上	1
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ、1,000 m ² 以上	1
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			1

※小学校・中学校、役場庁舎、御杖村ケアハウス、保健福祉医療総合センターをいう。

4) 村所有建築物の耐震化状況

公民館、学校、保育所など「御杖村地域防災計画」において防災拠点又は避難所として指定されている建築物 13 棟と公営住宅 29 棟の総数 42 棟は村所有の建築物となり、

「新基準建築物」が 34 棟、「旧基準建築物」が 8 棟（うち「耐震化した建築物」が 5 棟）あるため、**耐震化率は 93%**となっている。

村所有建築物の種別	全棟数 A (B+C)	新基準 建築物 B	旧基準		耐震化さ れている 建築物 E (B+D)	耐震化率 F (E/A)
			建築物 C	うち耐震化 した建築物 D		
住民の生活の場となる 施設（学校等）	31	29	2	1	30	97%
多くの住民が利用する 施設（公民館等）	8	4	4	2	6	75%
災害時に防災拠点となる 施設（庁舎等）	3	1	2	2	3	100%
合 計	42	34	8	5	39	93%

■村所有建築物の内訳

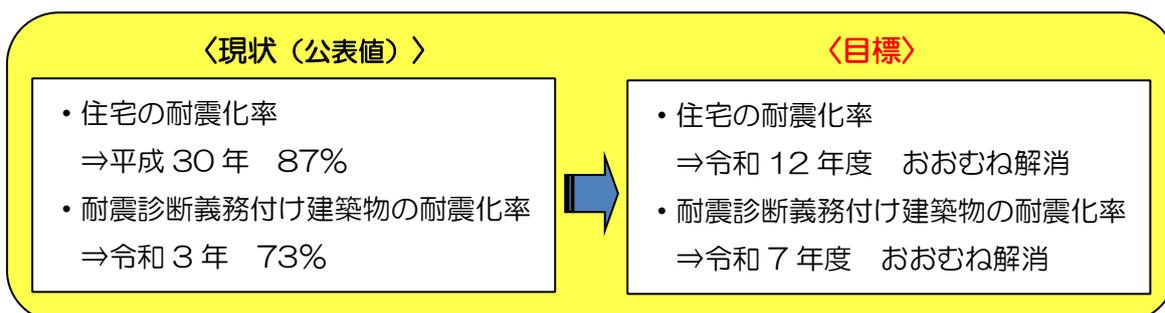
村所有建築物の種別	該当建築物
村民の生活の場となる施設	村営住宅(29 棟) 小中学校（統合校舎） 保育所
多くの村民が利用する施設	神末中央集落センター・土屋原公民館(体育館含む) 桃俣多目的研修センター(体育館含む) 神末体育館・菅野体育館 保健福祉医療総合センター・御杖村ケアハウス 旧小学校
防災上の活動拠点となる施設	庁 舎 診療所 開発センター

2-5 耐震改修等の目標設定

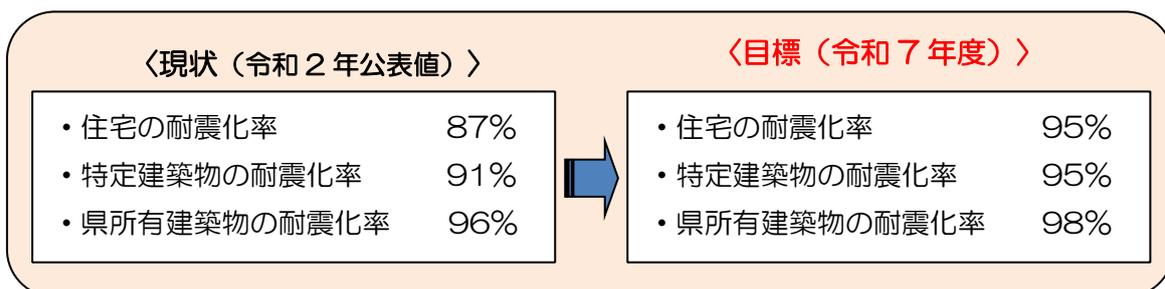
1) 耐震改修等の目標設定の考え方

「国の基本方針」と、令和3年3月に改定された「県計画」の目標を踏まえ、本村の耐震化の現状も加味して、住宅・特定建築物などの耐震化の目標を次のように設定する。

■「国の基本方針」の目標



■「県計画」の目標



2) 住宅の耐震化の目標

令和7年度における耐震化の状況は、平成27年度から令和2年度までの5年間の世帯数の推移から将来世帯数を算出し、令和2年時点の住宅総戸数と世帯数の比率が将来も同比率と想定して、居住のある住宅総戸数（780棟）を推計する。

令和7年度における住宅の耐震化の目標は、耐震棟数の現状を考慮し、現在の耐震棟数（281棟）に今後5年間の施策必要棟数（460棟）を加えることで「耐震化率：95%」とする。

住宅の耐震化率95%の目標を達成するためには、啓発・助成などの促進施策を実施していくことにより460棟（59%）の耐震化の促進を目指す。

現行の耐震化率の倍増を目指す
現状の耐震化率：34% → 目標：95%（460棟を促進）

3) 特定建築物の耐震化の目標

令和7年度における特定建築物の耐震化の目標は「県計画」と同様に「耐震化率：95%」とする。令和3年度における耐震化率は100%となっており、「県計画」の「耐震化率：95%」の目標は、既に達成することが出来ている。

国・県の目標耐震化率95%は達成
現状の耐震化率：100%

4) 村所有建築物の耐震化の目標

村所有建築物は、災害時に防災拠点となる施設や避難所となる施設が多く、災害時に重要な役割を担っていることから、村所有建築物の耐震化の令和7年度における目標は、「県計画」と同様に「耐震化率：98%」とする。

県と同じ目標耐震化率98%を目指す
現状の耐震化率：93% → 目標：98% (2棟を促進)

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に

関する事項

3-1 役割分担

1) 住宅・建築物の所有者の役割

住宅・建築物の所有者等は、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として捉え、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るため、耐震診断・耐震改修や建て替え等に努め、「自らの生命・財産を守る」ことを基本とする。

2) 村の役割

村は、「本計画」に基づき優先的に耐震化すべき特定建築物については、各所管課の方針に従いつつ速やかに耐震化を推進するとともに、重点的に耐震化すべき地域の耐震化を促進し、地震に強いむらづくりに努めることを基本とする。

3-2 耐震診断・改修に係る基本的な取り組み方針

本村は、これまで災害対策基本法等に基づいて「御杖村地域防災計画」等を策定し、地震対策を積極的に推進してきた。しかし、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災以降、新潟県中越地震や能登半島沖地震、東日本大震災などが発生し、改めて大地震の脅威を認識させるとともに、地震対策に対する貴重な教訓をもたらした。

大地震による災害から村民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、行政はもとより住民一人ひとりが自発的かつ積極的に防災の役割を果たしていくことが極めて重要であり、住民は「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」という地震対策の基本に立ち、家庭や職場などにおける地震対策、地域における住民相互の協力による防災活動を行う必要がある。

これらを踏まえ、本村の既存建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に進めていく。

3-3 耐震診断・改修を図るための支援策の概要

耐震化の促進のためには、地震等による被害が大きくなると予測される旧基準の木造

住宅について、所有者等が耐震診断を希望する場合は、村が技術者を派遣し耐震診断を行う事業を実施する。

また、耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が必要なことから、全ての建築物について適正な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。

しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されることなどから、耐震化を促進するための優遇措置として、建築物が個人財産であることや、村の財政状況を考慮したうえで、耐震性が不十分である建築物の耐震性を満たすために行う耐震改修工事を促進するため、その費用の一部を補助する事業についても検討する。

また、耐震化を促進するため耐震診断及び耐震改修に対する支援とともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を実施する。

3-4 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっており、建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できるよう環境整備に取り組む。

●相談窓口

耐震診断・耐震改修の相談業務は、奈良県において以下のように実施している。

■技術者紹介

⇒（一社）奈良県建築士事務所協会

■耐震診断・改修計画に関する公的評価

⇒既存建築物耐震診断・改修等推進ネットワーク委員会に参加する団体が耐震診断結果に関する判定を行うために設置した機関 等

3-5 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、天井の落下防止対策、エレベータの閉じ込め防止対策、家具の転倒防止策の必要性が指摘されている。

このため、県と連携して被害の発生する恐れのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、天井の落下防止対策、エレベータの閉じ込め防止対策などの総合的な安全対策については、建築確認申請時に関係機関と協力して指導をするほか、防災点検等における指導の徹底を図り、村の広報誌・パンフレットの作成・配布による啓発活動を行う。

1) ブロック塀等の安全対策

地震によって塀が倒れると、死傷者が出るおそれがあるばかりではなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があり、ブロック塀等の安全対策を行っていく必要がある。

具体的な取り組みとして、ブロック塀、ベランダ、屋根等の住宅の危険度の自己チェックと、点検や補強方法、簡易耐震診断方法に関する情報提供を行い、住民自身による地震に対する安全性チェックを通じた意識の向上を図っていく。



2) 窓ガラス、天井落下等の防止対策

避難路沿いにある建築物の窓ガラスや外壁に使用されているタイルや屋外広告物等の落下防止対策や、大規模空間をもつ建築物の天井崩壊対策等について、建築物の所有者などに対して安全対策措置を講じるよう指導・啓発していく。

3) エレベータの地震防災対策

建築基準法によるエレベータの定期検査の機会を捉え、現行方針に適合しないエレベータについて、地震時のリスク等を建築物の所有者などに周知し、耐震安全性の確保の促進を図る。また、平常時から乗り場や籠内における掲示等により、エレベータの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて利用者に周知する。

4) 家具の転倒防止対策

地震時における家具・食器棚・冷蔵庫等の転倒は人的被害や救助活動に支障をきたすため、家具等の転倒防止対策などに関する知識の普及・啓発をしていく。

<p>タンス・棚</p> <p>1. 字金具、ボール、ストッパーなどを使って、壁・柱・梁などに固定します。2. 段組の家具は、重なる用の金具を使って上の家具の落下を防ぎます。特に、ボールを使用して固定する際は、ストッパーや粘着マットを併用しましょう。</p> 	<p>テレビ</p> <p>できるだけ低い位置に置いて、専用の固定用金具やベルトなどで固定します。壁・床に固定されたテレビ台とテレビを直接固定するのが確実です。</p> 	<p>冷蔵庫</p> <p>専用のベルトで固定します。ベルトは家電量販店などで販売されています。特に、ボールを使用して固定する際は、ストッパーや粘着マットを併用しましょう。</p> 
<p>食器棚</p> <p>専用の扉閉鎖防止用具をとりつけます。ガラス面には飛散防止フィルムを貼ります。特に、ボールを使用して固定する際は、ストッパーや粘着マットを併用しましょう。</p> 	<p>照明器具</p> <p>つり下げ式の照明は、チェーンや金具を使って天井に固定します。</p> 	<p>ピアノ</p> <p>専用の耐震固定具が販売されています。購入店・メーカーに問い合わせましょう。</p> 

3-6 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

地震に伴う倒壊等による被害を減少させる観点から、優先的に耐震化すべき建築物を設定する。

1) 住宅

旧耐震基準の建築物に該当する木造住宅について、過去の震災の被害状況によりその耐震性に特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

2) 特定建築物

耐震改修促進法第14条第1号建築物は多数の者が利用する建築物であり、地震発生時に利用者の安全を確保する必要性が高いことや、同条第2号建築物は危険物を取り扱う建築物であり、倒壊した場合に多大な被害につながる恐れがあること、また同条第3号建築物は倒壊した場合に道路を閉鎖し、多数の者の円滑な避難を妨げる恐れがあることから全ての特定建築物を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

3) その他

特定建築物等に該当しない村有建築物についても、村民の安全確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から、「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

3-7 重点的に耐震化すべき区域の設定

奈良県全域が、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域内にあるため、村全域を重点的に耐震化すべき区域とする。

3-8 地震発生時に通行を確保すべき道路の設定

「県計画」では、県地域防災計画に定められた緊急輸送道路を、地震発生時に通行を確保すべき道路として以下のとおり指定している。

機能区分	摘 要	道路種別	路線名
第2次	第1次緊急輸送道路と災害発生直後において必要とされる防災拠点を連絡する道路	一般国道	国道368号 国道369号

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識

の普及に関する事項

4-1 地震ハザードマップの作成・公表

地震ハザードマップについては、当該地で発生する地震の規模、地震による被害発生の見通し、避難方法等に係る情報を住民に対してわかりやすく事前に提供することにより、住民の防災意識や住宅の耐震化に向けた意識の向上などの効果が期待できるため、地震ハザードマップの作成・公表についての検討を実施していく。

4-2 相談体制の整備及び情報提供の充実

相談窓口を設置し、耐震診断の助成制度、税制措置などの所有者等からの耐震化に関する相談について対応できるよう体制を整備していく。

情報提供については、耐震診断の助成制度、税制優遇措置などの耐震化に関する情報について、相談窓口・ホームページ・パンフレット等を活用して住民に対して情報発信をしていく。

また、県が開催する耐震講演会や各関係機関が実施する耐震化に関するセミナー・講演会等についても情報提供をし、耐震化の重要性について普及・啓発を図っていく。

4-3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会等の開催

耐震診断、耐震改修に関する事業を促進するためのパンフレット等を作成・配布し、補助制度等の普及・啓発をしていく。

また、奈良県の「わが家の耐震診断ガイドブック」、「誰でもできる わが家の耐震診断」、「わが家の耐震改修ガイドブック」、「伝統的な木造住宅 耐震診断・改修の手引き」等のパンフレットを活用して住民の耐震化に対する知識の理解と向上を図る。

セミナー・講演会については奈良県が主催している「県民向け講演会」「建築物安全安心フォーラム」などを住民に対して参加を啓発していく。

4-4 リフォームに合わせた耐震改修の誘導

住宅設備のリフォームやバリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会に耐震改修を併せて実施することは効果的であり、経済的負担の面でもメリットがある。

このことから、リフォームの際に併せて耐震改修が実施されるよう、村の窓口や広報・ホームページなどを通じて住民が有益となる情報提供を実施していく。

4-5 地域住民との連携及び取り組み支援

耐震診断・改修に係る基本的な取り組み方針に掲げているように、地震に対してその被害を最小限にとどめるためには、地震防災対策を地域としての問題という意識を持つことが重要であり、地域ごとによる住民相互の協力による地震対策等を実施していくことを基本としている。

地域の自治会の重要性は、災害時はもちろんのこと、平常時においても地震時の危険箇所の点検、耐震化の促進についての普及・啓発を行うなどの重要な役割を果たすことが期待できる。各地域と連携することによって、行政からの一方的な施策に比べ、より効果的・実践的な耐震化の促進が期待できる。

そのためには、耐震改修の重要性を地域に普及・啓発していくと同時に、地域ごとの防災組織づくりや地域全体での住宅耐震化の促進、危険なブロック塀の改修・撤去等の取り組み等を支援していく施策を講じていけるよう検討する。

第5章 所管行政庁との連携及び耐震診断・改修の促進に関する事項

5-1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の推進を促進していくためには、所管行政庁と連携し、効果的な指導や普及・啓発を実施していかなければならない。

そのため、所管行政庁である奈良県と十分に調整連絡を行い、より効果的な指導や普及・啓発に努める。

5-2 庁内推進体制の確立

「御杖村地域防災計画」を基本として、本村における各公共施設を所管する部局、防災担当である総務課と連携し、横断的な耐震化の促進に向けた組織を構築し、公共建築物の耐震化を始めとして、全庁的に村内にある建築物の耐震化を促進するための施策等を推進していく。

5-3 関係団体との協働による推進体制の確立

村内に公共建築物を有する関係団体と連携し、公共建築物の耐震化を始めとして、村全体の建築物の耐震化を促進するための施策等を推進していく。

また、奈良県・市町村・関係機関及び建築関係団体等で組織する「奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会」を活用し、耐震化の促進施策及び取り組み等の情報交換等の連携を実施し、広域的な連携をもって建築物の耐震化をするための施策等を促進していく。